

eLTAX（エルタックス）で給与支払報告書を提出される際の留意点について

〈特別徴収税額通知の受取方法を電子で希望する場合〉

給与支払報告書を提出する際に、特別徴収税額通知の受取方法（特別徴収義務者用・納税義務者用）を設定し、メールアドレス、**受給者番号**（事業者が従業員に附番した番号）を必ず入力してください。

〈特別徴収税額通知受取方法変更届について〉

以下の場合、必ず**特別徴収税額通知受取方法変更届**をご提出ください。

◎給与支払報告書をeLTAX（エルタックス）で提出後、特別徴収税額通知の受取方法を変更する場合

◎本町に給与支払報告書を提出していない給与支払者が、新規で特別徴収を開始する際に受取方法を電子で希望する場合

◎**受取方法や、通知先メールアドレスの変更のみを目的として、また、他市町に変更があつて本町に対する変更がない場合、eLTAX（エルタックス）で、同一内容の給与支払報告書を再提出（再送信）しないようお願いします。
必ず、上記の変更届を提出してください。**

〈その他〉

- ・特別徴収税額通知の受取方法を選択しなかった事業所、受取方法を電子で希望したが通知先メールアドレスが未記載の事業所、また納税義務者用税額通知の受取方法を電子で希望したが受給者番号を設定されていなかった事業所については、書面にて特別徴収税額通知書を送付します。
- ・年度当初に決定した受取方法は、原則、年度途中で変更できません。

問い合わせ先

〒761-2392

香川県綾歌郡綾川町滝宮 299 番地

綾川町役場 税務課 住民税担当

TEL 087-876-5284